

# 11月は、「不法投棄防止強化月間」です！

「不法投棄」とは、「廃棄物処理法」で定められた処分場以外に廃棄物を投棄することです。不法投棄には厳しい罰則が設けられており、場合によっては逮捕されてしまうこともあります。“ちょっとくらいなら”“たかが不法投棄”と安易な気持ちでごみを不法に捨てずに、決まりに従って正しく処分するようにしましょう。

村では、環境監視員等と連携して不法投棄防止のための巡回パトロール等を実施していますが、不法投棄はなかなか後を絶ちません。自然に恵まれたすばらしい村を将来の子どもたちに残していくためにも「不法投棄はしない、させない、許さない」という強い気持ちを持ちましょう。皆様のご理解とご協力をお願いします。



【このような光景を見て、あなたはどのように思いますか？】

## 自分の敷地に不法投棄！

### ごみの処理は誰の責任に？

法律上、土地・建物の所有者または管理者は、不法投棄された場合、そのごみを自らの責任で処理しなければなりません。

## 処理困難物・危険物等が

### 投棄されてしまったら？

タイヤ、バイク、建築廃材、コンクリート破片、ブロック等の処理は、販売店や専門の処理業者に依頼する必要があります。



専門の  
処理業者へ！

## 家電4品目が

### 投棄された場合は？

エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機の家電4品目（家電リサイクル対象製品）は、村では処理できず、正しい方法でリサイクルしなければなりません。ごみとして処理する際は、安易に不用品回収業者に渡さないでください。不法投棄やトラブルの原因になります。※処理する場合は、リサイクル料金と収集・運搬料金が必要となります。詳細は「ごみ処理ハンドブック」をご覧ください。



村では処理  
できません！

## 不法投棄を防ぐために！

不法投棄を未然に防ぐには、不法投棄をされない環境を作り、適切に管理することが大切です。日頃から土地の管理には十分に注意してください。

- ✓定期的に見回りをする。
- ✓勝手に立ち入れないように、フェンス等の囲いを設ける。
- ✓ごみや材木等を放置したままにしない。
- ✓監視カメラや不法投棄禁止の看板を立てる。
- ✓定期的な除草作業をし、雑草等が生い茂った状態にしない。



【問い合わせ】環境政策課環境保全担当(☎282-1711 内線1451)、茨城県廃棄物対策課(☎301-3033)